

〈研究ノート〉

言 語 権

— 憲法的考察のための断章 (1) —

小 林 武

目 次

はしがき

I 言語権への接近

- 1 手話をとおしての私の接近
- 2 「言語権」の意味と手話の位置づけ
 - 1) 少数者の権利としての「言語権」
 - 2) 手話の位置

(以上、本号)

II 憲法・国際人権法と言語権

- 1 日本国憲法における言語
- 2 スイス連邦憲法への参照
- 3 国際人権法における展開

III 言語権の展望——手話の課題にふれて
むすびにかえて

はしがき

人はすべて、自分の心の中に抱くものを、妨げられることなく、自己に最も親しい手段で表現することができるのでなければならない。それなしには、人格の自由な発展はありえず、人間の尊厳が全うされるべくもないからである。そして、その手段は、通例、言語にほかならないから、人が自分にとっての本来の言語 (heritage language 「承祖語」)、すなわち母語 (mother tongue) の自由な習得・使用は、まずもって、いわゆる自然権に属する、人として当然

にもつ権利、すなわち人権のひとつであるといえる。

その場合、留意しておきたいのは、言語は音声言語に限られず、非音声言語も含むものであることである。手話は、この非音声言語として、聴覚に障害のある人々（聾〔ろう〕者など）の多くにとって母語であり、ろう者はそれを身につけて自由に使用することができるのでなければならないのである。

ここに、音声言語・非音声言語のいずれを用いる人々であるかを問わず、人の「言語への権利」(right to language)、ないし人権性を強調して「言語的人権」(linguistic human rights)、すなわち「言語権」(language rights, linguistic rights)が成立する基盤がある。もとより、それが実定法上の権利(とくに実定憲法上の権利)、つまり法ないし憲法によって保障された権利として成熟をみているかについては、後に述べるように、言語権が年若い権利概念であるため、十分なものではない。とはいえそれは、たとえば、「言語権とは、自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利である⁽¹⁾。」と定義される内容をもつものである。筆者は、言語論については専門的知識をもたないが、この定義は多くの文献で引用されており、依拠することのできるものであると信ずる。

本稿は、さしあたり上記のような意味をもつと考えられる言語権について、憲法学の観点から序論的な検討を試みようとするものである。もっとも、「言語権」は「言語」と「権利」それぞれが大きなテーマであるだけに、多角的な考察が求められ、またなされてきたわけであるが、ここでは、憲法学の研究に従事する者として——かなり私的な角度から——取り組むにとどまる。したがって、本稿は、まったくの覚え書きの、しかもそのいくつかの断章を呈示した試論、また私論にとどまる。今後、少しでも本格的な言語権論研究を進めることを課題としたいと思う。

では、叙述を、言語権研究へ筆者自身の接近の形的一端を伝えることからはじめよう。

(1) 鈴木敬和『言語権の構造——英米法圏を中心として』(2000年・成文堂)8頁

I 言語権への接近

1 手話をとおしての私の接近

言語を研究対象とすることとは通例縁遠い憲法学徒が、何故に言語権論に手を染めるに至ったのか、本論に先立って、このことにふれておきたい。これまで私は、言語権に関係するものとして、いずれも裁判所に鑑定意見書を提出したことを契機とした2つの論文を書いている。

(1) ひとつは、養護学校に在学する知的障害をもつ生徒が教諭から体罰を受けた事件における、裁判通訳の問題を論じたものである(鑑定意見書「知的障害者の『裁判を受ける権利』とその実質的保障のための言語介助について」、1998年10月26日、最高裁判所第3小法廷に提出)。

この事案では、中心争点は、原告の右眼結膜下出血が教諭の体罰によるものであるかどうかという事実問題であるところ、体罰の事実の証明をめぐる、それを目撃した第三者証人がいないため、裏付け証拠として原告が提出した供述(原告本人からの録取書)の信頼性の存否判断が、攻撃防禦の焦点を形作っている。いかえるなら、原告のような知的障害児の供述を信頼・信用すべきかどうかの問題であり、まさにこの点での評価の相違が、第1審判決と原審判決のそれぞれの結論を分かつものとなっているといえる。とくに、本件の場合、原告の知的障害から来る言語表現上の困難を補うべく両親や原告側弁護士が本人の発言を促し、補う等の言語介助、いわゆる通訳をしており、こうした言語上の介助(通訳)をどのように評価するかが重要なポイントであった。1審は、この生徒の供述の信用性を認めたが、控訴審は、言語介助(通訳)にあたった母親らによって詰め込まれて学習した結果であって信用性がない、とした。生徒側からの申告がなされた段階で鑑定意見書提出の依頼を受けたのであるが、そこにおいて、障害者の裁判における言語介助(通訳)の必要性について次のように論じた。

——「障害者の裁判請求の権利を実質的に確保するためには、言語介助としての通訳が、しばしば必要とされる。本件はそうした事案のひとつであるが、

さらに進んで、本件の知的障害者の裁判における通訳のあり方を具体的に考え、その不可欠性と有用性を明らかにしたいと思う。それに先立ち、『通訳』というものの意義を、ひととおり確認しておこう。その際、聴覚障害（児）者にかかわる通訳、とくに手話通訳を主としてとりあげるが、それは、手話通訳という営みの中に、障害者のための種々の通訳に共通する特徴がよく示されていて、知的障害者にかかわる通訳の問題を考えるのに適切な素材であると思われるがゆえである。

さて、『通訳』の意味をたずねるとき、代表的辞典からは、『互いに言語が違うために話の通じない人の間に立って、双方の言葉を訳して相手方に伝えること』という定義が得られる⁽²⁾。ただ、そこでは、明らかに、外国語通訳が念頭に置かれている。障害者にかかわる通訳の場合は、障害者の中の、知的能力が十分でない人への言語介助という特別に難しいテーマがあることはもとより、知的能力の点では十全な障害者についても、通訳の作業は一律かつ安易に扱ってよいものではない。聴覚障害者の通訳の問題に即して考えてみよう。

聴覚障害者のコミュニケーションに用いられる手段には、発語（自らの発音によって伝達し、相手の発音を、多くの補聴器や人工内耳を用いつつ受領する）・読語（読唇。唇の動きを相手に読んでもらい、また読む）・手話（身振り語の表現様式であり、指文字を含む）・筆談（筆記による方法で、空書を含む）、などがある。そのうち、発語と読語による表現方法は、「口話」と呼ばれるが、健聴者によってしばしば誤解されるのは、聴覚障害者のコミュニケーションはこの口話と筆談によって事足りるのではないか、という受け止めである。現行の民事・刑事両訴訟法にも、その一端がうかがえる。

すなわち、民訴154条（通訳人の立会い等）の1項が、「口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述させることができる。」と規定し、また、

(2) 最も一般的な定義を得るべく、参照、新村 出編『広辞苑・第4版』（岩波書店1991年）。

刑訴 176 条が、「耳の聞こえない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳させることができる。」とするのはそれである。右両訴訟法の規定する聾啞者についての通訳は手話通訳であると解されるどころ、民訴では、筆談が可能なら手話通訳は不要であるとされ、刑訴でも、その旨の明文はないものの、外国語通訳は必要的に附されることを定めた 175 条（「国語に通じない者に陳述される場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。」）との対比をとおして、民訴の右規定と、趣旨において共通していることが判明する。さらに、刑訴では、口話によって意思疎通が可能ならその場合も手話通訳は不要としているものと解釈される余地がある（この点は、立法上の均衡を欠くものと思われる）。

しかし、両規定が想定する筆談については、十分な文章力を獲得していることが前提となるが、多くの聴覚障害者、とくに先天性の聴覚障害者は、音声語の修得が困難なために文章力に乏しく、それゆえ筆談によって複雑な内容のコミュニケーションをはかることができない場合が多い。また、発語・読語という口話法も、世間で受け取られるほどに容易なものではないため、修得している人は少なく、修得者でも、その間の差が大きい。また、口話による場合、会話者の双方が強い緊張の下に置かれるので、それによるコミュニケーションの幅は狭い。それにひきかえ、手話は、音声語の獲得が不十分な人でも自らの意思を正しく伝えることができる上、後にも述べるように、緊張を強いられることなく、かつ何より即時に意思伝達をすること——これは、コミュニケーションの『魂』といえよう——を可能にするものであるがゆえに、音声語のできる聴覚障害者も、広くこれをマスターしている⁽³⁾。したがって、法が、手話通訳を補完的なものとして位置づけているのは、まづもって実態に即さない措置であるといわざるをえない。

こうして、手話は、本来、聴覚障害者の裁判における不可欠の通訳方法とされるべきものであるが、これにつき、もう少し敷衍しておこう。標準的な説明

(3) 参照、有益な論稿として、自らも聴覚障害者である山田裕明弁護士による「公正証書遺言と聴覚障害者差別」法学セミナー 522 号（1998 年）148 頁以下。

によれば、手話とは、手（指）・腕を中心とした身体の運動の連続・流動によって一定の意味内容と文脈を表出する身振り語である。すなわち、手話は、いくつかの動作単位を組み合わせておこなう表現様式であるが、その構成は、任意的・場面的な性格が強く、一定の文脈を手話で表現する場合、表現者により、また場面によって変動する。これは、手話がなお生成期にあることを物語るものである⁽⁴⁾。この手話を聴覚障害児に習得させて教育をおこなう『手話』は、欧米では18世紀以来主流を占めてきたが、19世紀末より後、発語と読語によるべしとする『口話』が広まって、わが国をも含め、両方式の間の論争が展開され、その中で、手話は、口話主義者の側から、聴覚障害児の音声語獲得にとっての障害物であるとしてたえず排斥の対象にされてきた歴史がある⁽⁵⁾。

すなわち、かつては、口話法に依拠する聾学校では、聾児が音声語を覚えることに難渋するのは、身振りから発生した動物的なことばである手話によって惹起されたものである、とされ、そのため、手話を厳禁し、あまつさえ手話を使う卒業生を排斥する場面まで現出したほどであった、という。しかし、最近の聴覚障害児教育、とくに幼児期の教育にあっては、自然的な身振りや動作的記号活動を手がかりとしてそれを概念化し、音韻体系と結びつけて音声語を獲得させる方法が着実に進行しており、聴覚障害者は、こうした幼児期の組織的な教育によって習得した音声語と、集団の中で自然的に習得した手話との2つの言語を獲得することによって、言語的世界を次第に拡大している、とされる。つまり、手話は、音韻体系のような厳密な文法則はないものの、音声語と互換性を持ち、むしろ一方を習得することが他方を向上させるという共存関係が、現在では強調されている⁽⁶⁾のである。もちろん、今日でも、手話は抽象的・専門的な概念の伝達にはなじまない、との指摘はしばしばなされる。しかし、思

(4) 大山信郎＝辻村泰男＝寒川英希＝中川秀夫＝住 宏平＝三木安正編『特殊教育事典』（第一法規・1968年）164頁〔伊東雋祐執筆〕。

(5) これにかんする古典的な研究所として、参照、川本宇之介『ろう言語教育新講』（全国聾学校長会・1954年）。

(6) 以上につき、参照、中野善達＝伊東雋祐『手話を学ぼう 短文篇』（福村出版・1986年）18頁以下。

うに、たとえば裁判において用いられる専門的法律用語の伝達は、音声語によっても容易ではなく、工夫が必要とされる場合が少なからずあるのであって、つまりそれは、音声語か手話かの問題ではないのである。手話に、裁判通訳の手段たることを妨げる本質的要素は見出せない。むしろ、次のメリットが、決定的なものとして指摘されるべきであろう。

それは、手話こそ、とくに裁判の場面において、聴覚障害者に、相手に対し、間髪を入れずに主張と反論をおこなうことを可能にするものだ、という点である。当事者の意思を即時に伝達することが確保されてはじめて、対等に攻撃防禦を尽くすることができるのである⁽⁷⁾。そして、このような、いわば生きた訴訟進行活動が保障されることは、「裁判を受ける権利」の実現にとって不可欠の要件である。とすれば、先に挙げた民事・刑事両訴訟法が採るところの、聴覚障害者の意思疎通が確保されさえすれば手話通訳は不要であるとする考え方は、聴覚障害者から、生き生きと人間らしく裁判を進行する権利を奪うものといわざるをえないのである⁽⁸⁾。

なお、裁判上の通訳にかんして常に指摘されるものに、通訳の主観性の問題がある。この主観性は、手話通訳も、当然に免かれてはいない。先にも述べたように、手話は身振り語の一形態であるところ、身振り語は、『文字言語の翻訳ではなくて、事実と観念の直接のまたオリジナルな表現である⁽⁹⁾』ことを基本性格とするものであって、手話に音声語の文法を厳密に適用することはできない。したがって、裁判所における手話通訳者は、発言者の音声語を、一語一語、その順序どおりに手話に変えているわけではない。とはいえ、今日の手話は、既述のとおり、音声語と互換関係をもつものであって、当事者が表現しているものをその内容において正確に翻訳することができる。そうである以上、

(7) 参照、伊東尚祐『ろうあ者問題とろうあ運動』（全日本聾哑連盟・1972年）54頁。

(8) なお、この点に関連する書物として、松本晶行＝石原茂樹＝渡辺 修編『聴覚障害者と刑事手続——公正な手話通訳と刑事弁護のために』（ぎょうせい・1992年）が有益である。

(9) ビエール・オレロン＝住 宏平訳『聾哑の生活』（文庫クセジュ、白水社・1995年）68頁。

その意味でもなお主観性を免かれていないとするのであれば、それは、およそ通訳というものすべて——障害者にかかわる通訳だけでなく外国語通訳を含めて——に通有の限界であるといわなければなるまい。現行法制も、そのことを認めつつ、あらゆる人の裁判への権利が保障されるためには通訳が不可欠かつ有用であることの比較衡量をとおして、通訳制度を採用しているのである。

以上に、通訳のテーマについて、聴覚障害者にかかわる手話通訳を素材にして小考を試みたが、そこから、障害者の通訳一般に妥当すると思われるものとして、次の3点を導くことができるのではなからうか。

第一。障害者の裁判において必要とされる通訳のあり方は、障害の種類・程度・態様によって異なるものであり、それを定める法制度や裁判所の措置は、何より当該障害者の実態に即したものでなければならないこと。

第二。障害者の裁判を受ける権利が保障されたというためには、そのコミュニケーション行為が生きたものとして確保されることが必要であって、それに適した種類の通訳が認められなければならないこと。

第三。通訳は、一般に主観性を免かれないが、伝達内容の正確さは確保されるものであって、いずれにせよ障害者の裁判を受ける権利実現にとって通訳のもつ不可欠性・有益性とバランスをとおして、積極的に評価されるべきであること¹⁰⁾。」

このように、筆者は、知的障害者の裁判における通訳の必要性について、ろう者への手話通訳に照らして論じた。筆者の場合、言語権の考察は手話を主な素材としたものになるが、その一端がここにも現れている。

(2) もうひとつの鑑定意見書は、岐阜県中津川市議会において、発声障害をもつ議員への差別的不利益措置（いじめ）がなされたことに対する損害賠償請求の事案にかんし、この措置が司法審査の対象となるものであるか否かについて憲法学上の検討を加えることを課題として書かれている（鑑定意見書「地方議会における議員に対する不利益措置の司法審査対象性」、2007年9月3日、

10) 小林 武「知的障害者の『裁判を受ける権利』の実質的保障にかんする覚え書き」
(二・完) 南山法学 23 卷 3 号 (2000 年) 9~13 頁。

岐阜地方裁判所に提出)。

この事案は、次のような経過を辿るものであった。すなわち、岐阜県中津川市市議員である原告は、2002（平成14）年10月、下咽頭癌のため声帯を切除した（身体障害者等級3級）ことにより、発声機能を喪失し、その後、代用音声を得るべく食道発声の訓練を受けているものの、他人が聴き取れる程度の発声はできない状態となった。そこで、原告および原告の所属市議団は、議事運営委員会（議運）に対し、文書による一般質問を認めてほしい旨申し出たが、議運は、口頭での発言が原則であり、原告の質問は許可できないとした。これにより、原告は、委員会において質問や発言をすることができなくなった。

原告が2003年4月に再選された後、所属市議団が、議運に、代読により原告が発言できるよう申し入れ、また、原告がホワイトボードに記載する方法での発言を認めるよう提案したが、議運は、いずれの方法も認めなかった。その後、2004年9月、議運は、パソコンによる音声変換装置を利用したの発言を認める申し合わせをした。これに対し、原告は、代読による発言を認めるよう求めたが、議運は、まずは原告がこの措置を利用できるよう自助努力をすべきだとして、代読の方法を認めなかった。

ところが、2005年11月、岐阜県弁護士会が、原告による人権救済の申立てにもとづいて中津川市議会および議運に対し、市議会および委員会において代読での発言を認めるよう勧告すると、議運は、本会議における一般質問については、最初の質問がパソコンにより、再質問は代読の方法によることを決定した。また、委員会における発言についても、あらかじめ準備できるものはパソコンによるが、そうでないものは委員長または副委員長にメモをわたして代読で発言することを承認した。

これにより、同年12月、原告は3年半ぶりに、所属する文教消防委員会において、副委員長の代読で発言することができた。しかし、議運は、一般質問の最初の質問は、パソコンの音声変換装置の操作を事前に準備できるとして代読を認めなかった。原告はパソコンが上手に使えないが、ただ、もともと、よほど堪能な人でもそれを使って丁々発止のやりとりをすることは無理であるといわなければならない。そのため、原告の所属する市議団は、一般質問の最初

の質問にも代読を認める内容の「市議員の発言保障に関する決議案」を提出したが、2006年12月の本会議で、賛成5：反対27で否決された。

そこで、原告は、決議案に反対した市議27名と市議会議長および中津川市を相手取り、それぞれ民法709条および国家賠償法1条1項にもとづいて損害賠償の請求に及んだものである。

ここで原告が受けた不利益措置は原告の憲法上の権利とどのようにかかわるか、意見書では以下のように論じた。

——「発声障害をもつ原告の市議会における発言機会を保障しようとせず、あまつさえこれを制限する措置（原告これを『いじめ』ととらえている）は、以下の点において、原告の憲法上の権利を侵害するものといえる。この点は、訴状が的確な解明をおこなっているところであり、ここでは、それを岐阜県弁護士会・同人権擁護委員会が中津川市議会・同議事運営委員会に宛てた2005年11月26日付『勧告書』等を参考にしつつ敷衍しておこう。

まずもって、議員の発言の機会を十分に確保せず、制限することは、憲法21条の保障する表現の自由の制約・侵害に該るものであることはいうまでもない。しかも、ここで問題となるのが議員の政治的言論であるだけに、それは住民の主権者としての意思を反映させ、また知る権利に応えるべき役割をもつ。これを制約し、実質上封殺することは、地方自治の本旨の中核をなす住民自治の原則に違背し、ひいては民主主義の議会をとおしての実現を不可能にしてしまう。

ついで、こうした政治的意見表明の権利が、ここでは、発声に障害をもつ原告について、それをもたない人との関係で不平等に取り扱われており、平等権侵害が問題とされる。原告のパソコン音声変換装置による発生を求めるのは、原告はこれをうまく使えないこと、また、より本質的にはこの装置は熟練者にとっても対話用には不向きなものであることからすれば、実質上発言をまったく、ないし不十分にしか認めないことを意味する。しかも、それは、すぐにも実現可能な『代読』という方法を否定して原告に求めているものである点、まことに合理性に欠ける措置であるといわざるをえない。原告は、ここにこの措置の差別性を見出し、それが『いじめ』にあたるものと指弾しているのであ

言 語 権

る。なお、念のために付言するなら、発声障害をもつ議員にのみ代読を認めることは不当な優遇措置であるとの観方は、成り立ちがたい。憲法 14 条の定める平等は、形式的平等から出発しつつも、現代においては実質的平等を志向し、そのためになされるべき合理的差別措置を許容し、さらには要請しているものと解されるからである（下級審裁判例であるが、在宅投票制廃止違憲訴訟の札幌高判 1978〔昭 53〕. 5.24 高民集 31 条 2 号 231 頁も同旨の見解に立つ）。

そして、発声に障害をもつ人はそれを補うための方法を選択する自由を有しているはずであるにもかかわらず、これを認めないのは、その人格的生存にかかわる問題であって、自己決定権（13 条）の侵害を惹起するものといえよう。なお、障害者基本法 3 条が、『すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。』（1 項）、『すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。』（2 項）と定めているのも、以上の憲法上の理を法定法律上具体化したものである。

以上のような憲法上の権利については、その確保・実現をはかる措置を執ることこそが要請されており、その制約が許されるのは、確保・実現の措置を執った場合に生ずる支障が明白かつ現在のもので、発言権確保の重要性を上廻る場合に限られるといえよう。最近の最高裁判決（精神障害をもつ人のための在宅投票制を設けていない公職選挙法をめぐる立法不作為違憲訴訟・最一判 2006〔平 18〕. 7.13 判時 1946 号 41 頁）が示した、『国には、国民が選挙権を行使することができない場合、そのような制限なしには選挙の公正の確保に留意しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められるときでない限り、国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執るべき責務があるというべきである』との法理は、ここにも妥当する。

結局、本件において代読を認めなかったことは、原告のもつ上記憲法上の諸権利を侵害する違憲の行為にほかならないのである。

なお、原告があくまで代読という方式を選ぼうとしたのは、まさに、『言語』の特性から出たものであるといえる。すなわち、言語活動の場、とりわけ議会などにおいては、丁々発止のやりとり、つまり、相手に対して間髪を入れずに

主張と反論をおこなうことが必要とされる。そのための言語＝表現手段が、何人にも、生きるために保障されていなければなるまい。本件に即していえば、パソコン音声変換装置は、慣れや技術の問題を超えて、こうした機能を果たすには不向きな伝達手段であって、原告の場合、代読こそ、まだしも当事者の意思を可及的に迅速かつ正確に伝達することを確保し、対等に主張と反論を尽くすことのできる、ここでは最善の方法なのである。そして、原告がこの代読に拠ることを望み、またそれを援用したとて議会と委員会の運営に實際上何の支障もないとすれば、それにもかかわらずこの方法を受容しないことは、言語の働らきについての驚くばかりの無理解を示すものといわざるをえないのである。

なお、言語にかんするこうした特質の考察から、本来、さらに『言語権』と名付けるべき権利概念に究明へと進むことが期待される¹¹⁾。」

このように、筆者は、発言障害をもつ議員の議会における発言の保障についても、言語による表現の不可欠性という角度からこれを論じていた。

(3) 以上の、筆者の言語権に関係する小さな仕事はいずれも、その土台にろう者の言語——手話——を置いており、本稿でもその角度から言語・言語権を考えようとしている。それは私事に亘って恐縮ながら、筆者が20歳代の1967年から70年までの3年間、ろう学校教育の場に居たこと（京都府立聾学校教諭）にもとづいている。筆者はその後、憲法研究者の道を選んで大学院に進むことになるわけであるが、この3年間は、短いながらも、まさにジェットナムウインドラング疾風怒濤時代の青春の日々であった。個人の経験に過ぎないが、私の言語権論の背景をなす、ろう教育の営為の一端を伝えることにもなにがしかの意味はあると考え、あえて記しておく。ご海容を請う次第である。

筆者は、「特殊教育」（障害児教育）、またろう教育の何たるかをまったく知らないまま、京都府立高等学校教諭の人事の一環として、音を奪われた子どもたちの現場世界に飛び込むことになった（特殊教育免許は、赴任の年の夏休みに、全国の同様の若い教師を長野・善光寺に集めた、当時の文部省の集中的な

11) 小林 武「地方議会における議員に対する不利益措置の司法審査対象性——憲法学の観点からの鑑定意見書」愛知大学法学部法経論集175号（2007年）135～137頁。

講習によって交付を受けた)。

当時は、戦前からの口話法による教育が引き継がれている一方で、補聴器の普及を音響機器の改良を背景に、残存聴力を活用することに力が注がれ、両者を合わせた「聴覚口話法」がろう教育の基軸とされていた。手話は、教育方法として公認されたものではなく、なおも、口話法をむしろ妨げるものとして敬遠ないし敵視されていたのである。

しかし、手話なくして、ろうの子どもたちの教育はできないことは、赴任のその日から、骨の髄に達するような思いで気付かされた。口型を読み取らせることだけでは意志を伝えることはまったくできず、また子どもたちの思いを知ることもしないものである。授業が成り立たないだけでなく、人格的接触そのものが不可能なのである。生徒の要求がわからない、生徒同士の喧嘩の意味がわからない……。これでは教師の資格などないことは明瞭である。

ろう学校教育における手話の位置づけについての公的方針はどうであれ、筆者は、猛然と手話学習を開始した。生徒たちが、皆手話の先生であるから学習の環境は抜群に良かった。それに、当時の京都聾学校は、幼稚部・小学校は聴覚口話法の原則を熱心に守っていたが、生徒がその成長にともなって手話をこそコミュニケーション手段とする社会をつくっている中学部・高等部で不可欠な手話教育についても、学校全体が寛容だったといえる。教育観の相違はあっても、お互いに教育実践において熱心であり、尊敬し合っていた。またとくに、生徒たちが永年に亘って権利主張の運動の実績を積んでいたことも、生徒の言語である手話を教育の場で用いることが当然であるという環境をつくりだしていた。

そのような京都校の同僚教師に支えられて、この時期に、筆者はまた、校外においても、若い人々と共に手話サークルの活動をした。当時、京都市で手話通訳のできる人は、京都府、京都市の公務員と京都聾学校の教員合わせて5名程度であり、筆者もこれに加わるようになった。24時間、ろう教育と手話通訳をとおしてのろうあ者運動に没頭する日々であった。その中で、音を奪われた子どもたち、また成人ろう者の人権が如何に守られていないかをはじめて知った。裁判の場で、警察との関係で、また病院において、そして日常生活の様々

な分野で、権利擁護の課題が山積しているのであり、ろうの人々のための弁護士が必要であることを痛感し、筆者自身が弁護士にならねば、という思いを強くした。そうした状況のただ中で、学部時代からの恩師の勧めがあって、基本的人権の擁護と社会正義の実現という同じ理想に立ちつつ、まずは学者の道を選んで、ろう教育から離れ、大学院に戻ることにしたのである。

このときの筆者の真意が、生徒たち、またろうあ者の皆さんに充分伝わらなかったのは致し方ないことである。願わくば、こうした小さな文章でもそれらの人々の目にとまらんことを。またこれから、筆者は、今後は弁護士としても、ろうあ者問題に精々取り組み、恩返しをしたいと願っている。

2 「言語権」の意味と手話の位置づけ

1) 少数者の権利としての「言語権」

(1) 「言語権」、「言語への権利」は、先に紹介したように⁽¹²⁾、個人ないし集団が、自分の望む言語を自由に使用して社会生活を営むことを妨げられない権利であると、通例、理解されている。同様に、言語権を、「言語の習得及び習得した言語の私的・公的な使用・選択の権利」と定義した上で、それにつき、言語の習得の権利を「狭義の言語権」（そのうち第一言語習得の権利を「最狭義の言語権」とし、他方、自らが習得した言語（第一言語）の使用・習得の権利を「広義の言語権」（第一言語以外の言語についての使用・選択の権利を「最広義の言語権」として、構造的に捉えようとする意欲的な試みもなされている⁽¹³⁾。

こうした言語権定義の若干の例からさしあたり窺うことができるのは、その核心的内容が言語的少数者の権利にあることである。もとより、権利は、少数者によって主張される。また、権利は、それが抑圧され、行使が妨げられたときに意識され、その確保が主張される。人権保障の本旨はそこにある。――

(12) 鈴木・前掲〔註1〕参照。

(13) 渋谷謙次郎＝小嶋 勇（編著）『言語論の理論と実践』（2007年・三元社）107頁（小嶋執筆）。

これらは、人の権利に通有の事理であるが、言語権の場合、それがとりわけ明瞭であるといえよう。

この点で、「わが国ではおそらく始めて言語権を正面から取り上げた本である」と編者自身が言う啓発的な書物¹⁴⁾は、言語権とは、「人間の平等という概念を言語的側面に適用し、……言語差別 (linguicism. 言語学者による造語とされる) を可視化し、是正しようとする試みである。」と定義している。ここには、言語権の本質が言語的な差別の除去を求める少数語使用者のためのものであることが直截に述べられているのである。また、別の論者は、言語権の内容について、母語尊重権 (母語との一体感を他者によって尊重される権利。差別の排除にとどまらず積極的優遇措置の要求まで含みうる)、母語学習権、母語使用権・公用語学習権を挙げている¹⁵⁾。

1996年6月の世界言語権会議で採択された『世界言語権宣言』が、言語権の核となる権利内容として、第1に、言語的少数者が自集団の言語と自己同一化し、これを学校において習得し公共機関において使用する権利、第2に、当該地域の公用語を学習する権利を掲げているのも、これらと同様の趣旨にもとづくものであるといえよう。

要するに、言語権保障の主な関心は、自集団の言語、母語を広く用いる権利を言語的少数者に保障しようとするところに向けられている。わが国の場合、それが単一民族国家でないことはいうまでもなく、先住民族であるアイヌ民族の言語は人権として保障されなければならない。加えて、わが国による植民地支配という背景をもった在日韓国・朝鮮人など在外外国人の言語権保障も歴史的課題である。そして、ろう者の表現手段である非音声言語としての手話を、言語権論の対象から外すことはできない。

(2) 言語権にかんする議論は、ある研究¹⁶⁾によれば、次の5つの時期を経て

14) 言語権研究会 (編) 『ことばへの権利——言語権とはなにか』 (1999年・三元社)。引用の文章は10頁 [白井裕之・木村護郎執筆]。

15) 大江 洋「言語を権利と捉えること」立教法学 55 (2000年) 351~352頁。

16) 大江・前掲 (註15) 350~351頁が紹介する、スタッツナブ・カンガスおよびフィリップソンの指摘による。

きたとされる。すなわち、支配的言語が圧倒的に優勢で、単一言語政策が推し進められた第1期（～1851年）、言語的少数者は例外的にのみ保障された第2期（1815年～第1次大戦）、国際連盟の下で少数者保護の国際条約が徐々に発効するようになった第3期（両大戦間）、世界人権宣言に代表される国際人権文書が発効して人権の普遍性が主張された第4期（1945年～70年代）、少数者の権利としての言語権保障の気運が高まってきた第5期（70年代～）、という区分である。これを、戦後に限って、言語的人権保障の流れは差別禁止から社会的・文化的権利としての保障を経て民族的権利の保障へと発展した、とされる。すなわちそれは、消極的な個人的権利から積極的な個人的権利へ、そして集团的権利へと進む人権保障一般の流れとも通底していることが指摘されている⁽¹⁷⁾。そして、言語権概念への関心が世界的に高まったのは90年代に入ってからだとされる⁽¹⁸⁾。

こうした歴史的展開に照らしても、言語権は少数者の権利として必要とされてきたものであるといえる。論者⁽¹⁹⁾が言うように、人の言語的な精神世界は、人権にとって不可欠に重要な内面的人格そのものであり、何人もこれを奪われることのない、本質的に自然権的性格の人権としての言語権を保障されているのである。そして、ここで言語的人権として保障される言語は、その人にとってそれなしには尊厳ある人生を送ることが不可能または困難であるような、必要不可欠の言語を指す。それが母語であり、ろう者の場合には手話なのであるが、筆者は、これを手がかりに言語権を考えようとしている。そこで、言語権の憲法的構造についての検討に先立って、項を改めて手話について概観し、その今日的な一課題について言及しておきたいと思う。

2) 手話の位置

(1) 手話とは、先に標準的な説明を与えたように、手（指）・腕を中心とし

(17) 参照、大江・前掲（註15）351頁。

(18) 参照、言語権研究会・前掲（註14）7頁。

(19) 参照、大江・前掲（註15）370頁。

た身体の運動の連続・流動によって一定の意味内容と文脈を表出する身振り語である。つまり、手指動作と非手指動作とを同時に使う視覚言語であり、とくに表現空間が重視される。

このように、ろう者の用いる手話が、非音声言語であること、すなわち音声言語と並ぶひとつの言語であることは、今では、多数の論者の共通の前提になっている。もっとも、「言語」の定義を尋ねるなら、人は、それが「人間が音声または文字を用いて事態（思想・感情・意志など）を伝達するために用いる記号体系」をいう²⁰⁾、とされていることを知る。しかし、同時に、同じ典拠で「手話」の定義は、「聾者によって用いられる、手の形・動き・位置などによって意味を伝える言語」とある²¹⁾。つまり、手話は、その必ずしも長くはない歴史をとおして、ろう者集団が使用することによって言語性を獲得する歩みを進め、今日ではそれが認められるに至っているといえるのである。

そして、手話は、音声語（日本語）の影響を受けながら育ち、豊かになってきた。ろう者が音声語の知識を獲得しつつ集団の中で手話を身につけると、手話表現における音声語との共通性が広がり、手話は、言語性を高めていく。その場合、音声語を十分理解した上でそれと対応させた手話を使うことは、手話を音声語に従属させることにはならない。むしろ、ろう者が音声語と手話との間の正確な翻訳・交換の力をわがものとするのが重要である。この両者の使用に習熟することを追及する中で、手話はいつその発展と、言語としての定着を遂げるといえるのである²²⁾。

(2) 上記は、いわゆる「日本手話」と「日本語対应手話」の双方を合わせ、「手話」としてひとつに包括して叙述したものである。しかし近年、とくに2000年代以降、この両者を峻別する主張が強くなされている。その主張においては、「日本手話」(Japanese Sign Language)は、音声語（日本語）とは

20) 新村 出（編）『広辞苑（第6版）』（2008年・岩波書店）898頁。

21) 同前1354頁。

22) 参照、中野善達＝伊東雋祐『新 手話を学ぼう 短文篇』（1999年・福村出版）19～21頁。

異なる語彙と文法体系をもつ、独立の地位にある言語である、とされる。一方、「日本語対应手話」(Signed Japanese)は日本語を前提にしてそれに手話単語を対応させたものであり、「手指日本語」あるいは「同時法的手話」(シムコム—— Simultaneous Communication)というべきものである、とされる。さらに、この主張においては、両者の中間に属する「中間手話」(中間的日本語対应手話。Pidgin Signed Japanese)の存在が指摘されることがあるが、いずれにせよ、「日本手話」こそろう者にとっての自然言語ないし第一言語(母語)であると論じられている²³⁾。

これは、きわめて重要な意味をもつ論点であると筆者は考えているが、ここでは本格的に論じる余裕がない。これまでに目を通した限りでの「日本手話」関連の文献²⁴⁾、また、わが国では今のところ唯一の、もっぱら日本手話によって教育がなされているろう学校である東京・明晴学園の参観から、筆者も、「日本手話」がろう者の母語というにふさわしいものであると考える。すなわち、とくに両親はじめ家族がろう者である家庭(デフ・ファミリー)で育つたろう者にとっては、日本手話こそが自然に身につける言語である。この人々の多くは、日本語対应手話に接すると頭の中でこれをいったん日本語に読み取ってから日本手話へと変換して理解する作業を強いられ、スムーズな言語的交流が成り立たないことから非常に疲れる、といわれる。また、中途失聴者でも、聴こえない自分を受容することができたとき、日本手話を驚くほど早く見につ

23 「日本手話」の見地に立つ書物で管見しえたものに、刊行順に、①全国ろう児をもつ親の会(編)『ぼくたちの言葉を奪わないで!』(2003年・明石書店)、②小嶋 勇(監修)＝全国ろう児をもつ親の会(編)『ろう教育と言語権——ろう児の人権救済申立ての全容』(2004年・明石書店)、③全国ろう児をもつ親の会(編)『ようこそ、ろうの赤ちゃん』(2005年・明石書店)、④小嶋 勇(監修)・全国ろう児をもつ親の会(編)『ろう教育が変わる——日弁連「意見書」とバイリンガル教育への提言』(2006年・明石書店)、⑤渋谷謙次郎＝小嶋 勇(編著)『言語権の理論と実践』(2007年・三元社)などがある。

24 註23所掲の諸文献。

ける、とされる。したがって、ろう者たちは、ろう学校で使われているのが日本語対応手話であるために先生との対話は日本語対応手話でおこないつつ、生徒同士では日本手話ないし中間手話を使うことになる。また、デフ・ファミリーのろう児は、家族の中での手話と学校内の手話を使い分けているのである。

そして、こうした日本手話については言語としての独立性がしばしば強調されるのであるが、それは、たとえば、「[このお菓子をあなたに] 食べてもらう」と手話で表現するとき、日本語対応手話では日本語の文脈そのままに、「食べる」・「もらう」と続けるが、日本手話なら「食べる」・「あげる」となる。ろう者には、前者では個々の単語はわかっても文意はすんなりとは入らない。それにひきかえ、後者なら即時に内容が伝わり、これこそが自らの言語だとされるのである。そのことはまた、この日本手話では、日本語対応手話に比して、目、眉、口、顎、頬、肩、胸などの、手指以外の身体部分の動作（非手指動作）がより大きな位置を占めることにもつながっている。

ただ、同時に、「日本語対応手話」とされるものも、“日本語を話しながらそれに手話単語を対応させただけ”といったものでは決してないことは、筆者のささやかな手話体験からも確信をもって言うことができる。すなわち、私などがろう教育およびろう者社会で会得し、使用していた手話は、「日本語対応手話」にほかならない。それは、まことに拙いものであり、思い返しても汗顔の至りであるが、そうであってもなお、何より大切なのは、この日本語対応手話でろう児・ろう者が生き生きと意思を通わせ、自らを主張していたことである。たしかに、日本手話を使うろう者も多く、その人たちは、筆者（たち）の日本語対応手話に自らを合わせて対話していたのだと思う。大切なのは、その場合でも、両者の生きた言語的交流が成り立っていたことである。それは、とりもなおさず、日本語対応手話もまた、ろう児・ろう者の社会において生き生きとした通用力を持ち、独立性を備えた、言語としての価値を有するものであるからにほかならないといえよう。わが国における手話と手話教育の発展を考えると、日本語対応手話、また中間手話は、軽視されてはならず、まして排他的に扱われるべきものではないと思うのである。

この点で、2003年5月27日付で日本弁護士連合会宛てに出された『人権救

済申立書²⁵⁾』が、まさに全面的に「日本手話」の立場に立って、文部科学省が日本手話をろう学校における教育使用言語として認知・承認し、ろう学校において日本手話による授業をおこなうこと等を申立てたのに対し、2005年2月18日に日弁連の出した『手話教育の充実を求める意見書』では、手話が言語であることを認めるという画期的な判断をしながらも、手話を「日本手話」に特化せず、1993年3月の文部省「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議」の報告書を引いて、「手話そのものとのらえ方には、いろいろな考えがあるところであるが、現在我が国で用いられている手話には、大別して日本手話、話し言葉に対応して使用される国語対応手話、これら両者の中間に位置する手話があるといえる」とするにとどめているのは、今日の状況下できわめて慎重な配慮を示したものと受けとめたい。

以上の「日本手話」の主張をめぐる問題については、その深い検討に本稿では立ち入ることができない。何よりも「日本手話」について、これを実際に即して学び、その言語としての特質を知ることが筆者には不可欠である。ここでは、結論を留保しつつ、ただ、手話の様々な流れが相互に刺激を与え、成果を吸収し合いつつ、より充実した「日本の」手話を作り上げることこそ課題であらうとの感想のみを述べて、ひとまず筆を擱くことにしたい。

(未完)

追記 言語権論の憲法的研究につきかねてより貴重な示唆を戴いている小島勇弁護士と、日本手話による先駆的な教育を進めている明晴学園に参観の機会を与えてくださった同校の齊藤道雄校長はじめ先生方・生徒方に、心よりお礼を申し上げます。

2009年7月1日 記

25) 『申立書』と『意見書』については、それぞれ、前掲・註(23)の、②292頁以下、④173頁以下に所収。